

兵庫県立尼崎総合医療センター

感染防止のための指針

2016年6月24日作成

2018年4月25日改訂

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

安全で良質な医療を提供するために、院内感染の発生を未然に防止すること、発生した感染症が拡大しないように制圧することが大切です。当院は、職員一人ひとりが自覚をもちながら、組織として取り組み、院内感染防止に努めます。

2. 院内感染対策委員会に関する基本的事項

本院における感染防止対策に関する意志決定機関として院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染防止に関わる事項を検討します。

また、院内感染防止対策チーム(ICT)、抗菌薬適正使用支援チーム(AST)を設置し、感染対策の実務を行います。

3. 院内感染対策のための研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、就職時の初期研修や全職員を対象とした年2回の研修会を開催しています。

4. 院内感染発生時の対応および報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染対策を実施できる報告体制を実施しています。

感染症報告などから院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生を迅速に特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるように院内感染防止対策チーム(ICT)が感染対策に速やかに対応します。届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関と連携し対応します。

5. 抗菌薬の適正な使用に関する基本方針

全世界で薬剤耐性菌の問題が危惧されるようになり、新たな耐性菌を生み出さないための適正な抗菌薬治療の推進が求められています。当院では、抗菌薬適正使用支援チーム(AST)が病院全体の抗菌薬使用動向や耐性菌出現率等のモニタリングを行うとともに、個々の症例に対する感染症治療の助言を行うことにより、適正な抗菌薬の使用を推進します。

6. その他、院内感染対策の推進のための基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を整備し、職員への周知徹底を図ります。職員は感染対策マニュアルに沿って、感染防止対策を遵守します。

第二種感染症指定医療機関であり、二類感染症患者の診療も行っています。地域においては、定期的に地域の医療機関を招いて感染防止合同カンファレンスを開催し、近隣病院とともに感染制御に取り組んでいます。

院内感染対策委員会